

JIS

洗面化粧ユニット類

JIS A 4401 : 2018

(キッチン・バス工業会/JSA)

平成 30 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 建築技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	伊 藤 弘	公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター
(委員)	海 野 敦	独立行政法人住宅金融支援機構
	加 藤 信 介	東京大学
	川 上 修	一般財団法人建材試験センター
	橋 高 義 典	首都大学東京
	清 野 明	一般社団法人住宅生産団体連合会 (三井ホーム株式会社)
	棚 野 博 之	国立研究開発法人建築研究所
	長 島 一 郎	一般社団法人日本建設業連合会 (大成建設株式会社)
	西 野 加奈子	一般社団法人建築・住宅国際機構
	服 部 幸 夫	断熱・保温規格協議会
	藤 野 珠 枝	主婦連合会 (藤野アトリエ一級建築士事務所)
	村 川 まり子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会 (鎌倉市消費生活センター)
	本 橋 健 司	一般社団法人日本建築学会 (芝浦工業大学)
	吉 野 裕 宏	国土交通省大臣官房官庁営繕部

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 48.7.1 改正：平成 30.3.20

官 報 公 示：平成 30.3.20

原 案 作 成 者：キッチン・バス工業会

(〒105-0012 東京都港区芝大門 1-4-9 大門ビル TEL 03-3436-6453)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：建築技術専門委員会 (委員長 伊藤 弘)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 品質	3
4.1 外観	3
4.2 性能	3
5 構造	4
6 寸法	4
7 材料	6
8 試験方法	7
8.1 一般試験条件	7
8.2 洗面化粧台の剛性試験	8
8.3 洗面化粧台の底部の強度試験	8
8.4 化粧キャビネットの取付強度試験	8
8.5 収納棚の強度試験	9
8.6 扉の取付部の強度試験	9
8.7 引出し及びランナーの強度試験	10
8.8 取っ手の取付部の強度試験	10
8.9 カウンターの耐衝撃性試験	11
8.10 洗面器の冷熱繰返し試験	11
8.11 水漏れ試験	11
8.12 通電作動試験	11
8.13 電気絶縁抵抗試験	11
8.14 電気絶縁耐力試験	11
8.15 照度試験	12
9 検査	12
10 表示及び添付文書	12
10.1 表示	12
10.2 添付文書	12
附属書 A (参考) 技術上重要な改正に関する新旧対照表	14
解 説	15

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、キッチン・バス工業会及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS A 4401:2005** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

洗面化粧ユニット類

Vanities and medicine cabinets

序文

この規格は、1973年に制定され、その後6回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は2005年に行われたが、その後の製品の仕様、構造及び使用材料の多様化に対応するために改正した。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。また、技術上重要な改正に関する旧規格との対照を、附属書Aに示す。

1 適用範囲

この規格は、主として住宅で使用する洗面化粧台、化粧キャビネット及び洗面化粧ユニット（以下、洗面化粧ユニット類という。）について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS A 5207 衛生器具—便器・洗面器類
- JIS A 5536 床仕上げ材用接着剤
- JIS A 5549 造作用接着剤
- JIS A 5905 繊維板
- JIS A 5908 パーティクルボード
- JIS B 1501 転がり軸受—鋼球
- JIS C 1609-1 照度計 第1部：一般計量器
- JIS G 3133 ほうろう用脱炭鋼板及び鋼帯
- JIS G 3141 冷間圧延鋼板及び鋼帯
- JIS G 3302 溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯
- JIS G 3313 電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯
- JIS G 4305 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
- JIS H 4000 アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条
- JIS H 4100 アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材
- JIS H 8601 アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化皮膜
- JIS H 8610 電気亜鉛めっき
- JIS H 8617 ニッケルめっき及びニッケル—クロムめっき
- JIS H 8641 溶融亜鉛めっき